

第10節 保健衛生

1 生活衛生

(1) 生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	水道法、墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市飲用井戸等衛生対策実施要領	負担割合	市 10/10
-------	---------------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

生活衛生関連施設の経営許可等及び施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

<実績>

年度	H29	H30	R1	R2	R3
対象施設数	4,427	4,415	4,362	1,357	1,214
監視指導延べ件数	45	110	154	8	4

(2) 衛生害虫相談

根拠法令等	—	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

<実績>

年度	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数	193	91	97	72	117

2 休日急患対策事業

(1) 休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	負担割合	市 9/10 みやま市 1/10
-------	---------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

地域保健医療の健全な発展に寄与するため、市民及び医療機関と協力して、休日における適切な診療の応需体制及び平日時間外の小児急患診療体制を確立し、併せて健康に対する市民の正しい意識の向上を図ることを目的とする。

<実績>

① 休日急患診療件数

年度	開設日数	件数							急患比 (%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比 (%)
H29	74	(789) 4,665	(1,528) 4,748	(1,181) 2,943	(217) 1,442	(407) 510	(133) 208	(4,255) 14,516	29.3	3,728	25.7

H30	76	(753) 4,751	(1,735) 4,762	(1,180) 2,959	(349) 1,847	(462) 576	(133) 209	(4,612) 15,104	30.5	4,104	27.2
R1	79	(504) 4,884	(1,463) 4,174	(1,229) 2,851	(287) 1,818	(515) 645	(167) 289	(4,165) 14,661	28.4	3,874	26.4
R2	75	(300) 2,248	(437) 2,022	(968) 2,148	(204) 1,247	(389) 456	(104) 166	(2,402) 8,287	29.0	2,213	26.7
R3	74	(679) 2,886	(415) 2,381	(899) 1724	(239) 1,192	(327) 392	(191) 226	(2,750) 8,801	31.2	2,293	26.1

() 内は急患数を内数で示す

② 平日時間外小児急患診療件数

年度	開設 日数	時間帯	年齢	件数			急患比 (%)	地域外比 (%)
				小児科	その他	計		
R2	241 (月～金)	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(142) 530	(0) 0	(142) 530	26.8	24.5
			7歳以上	(59) 245	(0) 4	(59) 249		
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(2) 38	(0) 0	(2) 38	5.3	28.9
			7歳以上	(0) 8	(0) 0	(0) 8		
	(月～金) 計			(203) 821	(0) 4	(203) 825	24.6	21.5
	49 (土)	午後2時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(202) 204	(0) 0	(202) 204	99.0	38.7
			7歳以上	(52) 52	(1) 1	(53) 53		
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0.0	0.0
			7歳以上	(0) 0	(0) 0	(0) 0		
	(土) 計			(254) 256	(1) 1	(255) 257	99.2	38.5
R3	241 (月～金)	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(304) 832	(0) 2	(304) 834	36.5	23.5
			7歳以上	(71) 332	(1) 6	(72) 338		
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(2) 21	(0) 0	(2) 21	9.5	38.1
			7歳以上	(2) 10	(0) 0	(2) 10		
	(月～金) 計			(379) 1195	(1) 8	(380) 1203	31.6	21.4
	50 (土)	午後2時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(279) 288	(0) 0	(279) 288	96.9	30.9
			7歳以上	(69) 70	(0) 0	(69) 70		
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0.0	0.0
			7歳以上	(0) 0	(0) 0	(0) 0		

	(土) 計	(348) 358	(0) 0	(348) 358	97.2	27.1
--	-------	--------------	----------	--------------	------	------

()内は急患数を内数で示す

3 予防接種事業

(1) 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	負担割合	市 10/10
-------	-------	------	---------

<目的・事業内容>

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

<実績>

(単位：人)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
急性灰白髄炎 (不活化ポリオ)			39	11	11	0	0
四種 混合	ジフテリア 破傷風・百日咳 不活化ポリオ		3,078	3,102	2,964	2,632	2,475
三種 混合	ジフテリア 破傷風・百日咳		—	—	—	—	—
二種 混合	ジフテリア 破傷風		636	767	698	631	694
麻しん風しん 混合	第1期・第2期		1,506	1,604	1,524	1,369	1,338
	第5期		—	10	745	612	274
風しん			0	0	0	0	0
麻しん(はしか)			0	0	0	0	0
日本脳炎			2,873	3,198	3,311	3,331	2,094
BCG			737	772	731	637	602
水痘			1,423	1,457	1,412	1,334	1,240
高齢者肺炎球菌			3,759	3,303	930	787	782
インフルエンザ			21,418	21,801	23,073	29,096	24,151
子宮頸がん予防ワクチン			1	24	26	91	246
ヒブワクチン			3,030	2,993	2,817	2,629	2,462
小児用肺炎球菌			3,050	3,013	2,897	2,577	2,418
B型肝炎			2,256	2,273	2,315	1,845	1,809
ロタウイルスワクチン			—	—	—	470	1,292
新型コロナウイルスワクチン			—	—	—	1,046	220,664
合計			43,806	44,318	43,454	49,087	262,541

※平成26年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、水痘と高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が定期接種となった。

※平成28年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、B型肝炎の予防接種が定期接種となった。

※平成31年2月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象とする風しんの予防接種が定期接種となった。(令和7年3月31日まで)

第1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達す

る日の前日までの間にあるもの

第5期：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

※令和2年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、ロタウイルスの予防接種が定期接種となった。

※令和2年12月9日、改正予防接種法が公布・施行され、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種が臨時接種に位置付けられた。

〈再掲：新型コロナウイルスワクチン接種内訳〉

	初回接種		追加接種
	1回目	2回目	3回目
令和2年度	887人	159人	—
令和3年度	84,534人	84,228人	51,902人

4 公害補償

(1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	—
-------	---	------	---

<目的・事業内容>

事業活動に伴う大気汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者（被認定者）について、その認定に係る指定疾病が治っていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

<実績>

① 被認定者数

(ア) 法関係分

(単位 人)

区分 年度	実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
H29	631	20	2,515	1,964	532	19
H30	597	20	2,549	1,995	535	19
R1	570	20	2,576	2,021	536	19
R2	540	20	2,606	2,047	540	19
R3	510	20	2,636	2,077	540	19

※法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

(イ) 条例関係分

(単位 人)

区分 年度	実認定者数	失効数 (累計)			
		計	死亡	治癒等	転出
H29	21	257	163	44	50
H30	20	258	164	44	50
R1	17	261	167	44	50
R2	16	262	168	44	50
R3	15	263	169	44	50

※条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

② 認定疾病別の人数(死亡・治癒・転出等を除く)

(ア) 法関係分

(単位 人)

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
H29	631	237	394	199	44	155	431	192	248	0	0	0	1	1	0
H30	597	230	367	184	43	141	413	187	226	0	0	0	0	0	0
R1	570	221	349	169	39	130	401	182	219	0	0	0	0	0	0
R2	540	211	329	152	35	117	388	176	212	0	0	0	0	0	0
R3	510	206	304	136	33	103	374	173	201	0	0	0	0	0	0

(イ) 条例関係分

(単位 人)

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
H29	21	6	15	7	1	6	14	5	9	0	0	0	0	0	0
H30	20	5	15	6	0	6	14	5	9	0	0	0	0	0	0
R1	17	5	12	5	0	5	12	5	7	0	0	0	0	0	0
R2	16	5	11	6	0	6	10	5	5	0	0	0	0	0	0
R3	15	5	10	5	0	5	10	5	5	0	0	0	0	0	0

(2) 補償給付等の支給状況(療養の給付を除く)

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10
-------	---	------	----------------------------

※「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える（以下同じ）。

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

<実績>

① 法関係分

(単位 千円)

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
H29	374,590	133,766	42,573	8,759	150,642	-
H30	360,548	135,760	56,892	9,908	141,975	-
R1	343,251	126,923	74,317	9,681	135,010	-
R2	324,776	112,731	35,358	5,086	125,948	-
R3	299,756	94,033	28,362	5,923	116,085	-

② 条例関係分

(単位 千円)

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
H29	15,900	13,430	0	329	5,205
H30	15,588	11,254	0	0	5,022
R1	13,982	7,206	6,966	673	4,602
R2	12,174	7,158	12,411	1,686	3,949
R3	11,911	5,987	0	0	3,946

(3) 療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10
-------	---	------	----------------------------

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

<実績>

① 法関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	入院・入院外
H29	271,199	90,794	2,103	89
H30	251,829	86,654	2,134	159
R1	232,022	81,613	1,835	62
R2	186,612	75,212	2,121	0
R3	176,162	76,651	1,637	162

② 条例関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
H29	7,061	2,660	0	0
H30	6,127	2,214	0	0
R1	5,162	2,180	0	0
R2	3,909	1,913	0	0
R3	4,535	2,369	0	0

(4) 保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国3/4、市1/4 条例：原因企業10/10
-------	---	------	-----------------------------

<目的・事業内容>

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

<実績>

① 法関係分

区分 年度	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
H29	—	59 (実数) 1,016 (延数)	414	1	0	302
H30	—	50 (実数) 864 (延数)	416	1	0	291
R1	—	14 (実数) 166 (延数)	379	1	0	274
R2	—	7 (実数) 115 (延数)	325	1	0	119
R3	—	7 (実数) 93 (延数)	316	1	0	215

※インフルエンザ予防接種費用助成事業は20年度から実施(条例関係分も同様)。

② 条例関係分

年度	区分	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
		ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
H29	—	—	2 (実数) 48 (延数)	18	1	0	10
H30	—	—	2 (実数) 55 (延数)	17	1	0	8
R1	—	—	0 (実数) 0 (延数)	16	1	0	10
R2	—	—	0 (実数) 0 (延数)	13	1	0	2
R3	—	—	0 (実数) 0 (延数)	14	1	0	3

(5) 子どものアレルギー予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	負担割合	国 10/10
-------	------------------	------	---------

<目的・事業内容>

大気汚染の影響による健康被害を予防し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として、独立行政法人環境再生保全機構による健康被害予防事業が実施されている。機構が自ら行う直轄事業と地方公共団体が実施するものに対し、機構が助成を行う助成事業がある。

ぜん息の発症がアトピー性皮膚炎や食物アレルギーと関連していることから、本市では、子どもを中心とした、アレルギー疾患（アトピー性皮膚炎・食物アレルギー・気管支ぜん息等）に悩む市民や関係者を対象に、アレルギー疾患の発症の予防と、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業を機構の助成を受けて実施している。

<実績>

① 健康相談事業

アレルギー疾患に関心のある市民（アレルギー疾患を持つ児の保護者や病院・保育所等の関係機関）を対象に、アレルギー疾患の基礎知識の普及と意識の向上を図る。

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3
実施回数		7	5	5	1	2
延参加者数		85	109	106	53	33
個別相談（再掲）		1	—	—	—	5

令和元年度より、妊婦を対象に妊娠期からスキンケアの啓発を行い、アトピー性皮膚炎や食物アレルギー、小児ぜん息等のアレルギー疾患を予防することを目的とする。

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3
実施回数		—	—	24	24	24
延参加者数		—	—	279	650	500

② 健康診査事業(乳幼児アレルギー問診)

乳幼児健康診査の健診票を基に、アレルギー素因等のある乳幼児の保護者を対象として、アレルギー疾

患の発症予防のための保健指導を行う。

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
診査対象者数	3,052	3,103	2,975	2,859	2,602
アレルギー素因等保有児	574	537	556	585	545
指導実施数	244	229	358	207	198
健康相談事業への参加	0	7	22	0	13

③ 機能訓練事業(水泳訓練教室)

気管支ぜん息と診断されたことがある4歳から小学6年生を対象に、療養上有効な水泳訓練を行い、健康の回復、体力の保持増進を図る。令和元年度で事業終了。

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
A日程 (5日間)	参加者実数	8	-	-	-
	延参加者数	26	-	-	-
B日程 (5日間)	参加者実数	8	-	-	-
	延参加者数	38	-	-	-
(10日間)	参加者実数	-	10	9	-
	延参加者数	-	83	79	-

5 動物愛護及び狂犬病予防事業

(1) 狂犬病予防法及び動物愛護法に関する業務

根拠法令等	狂犬病予防法 動物の愛護及び管理に関する法律 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例	負担割合	市10/10
-------	---	------	--------

<目的・事業内容>

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を行っている。

また、飼い主へのマナー啓発のため、様々な事業に取り組んでいる。

- ・飼主のマナーアップキャンペーン（年2回）
- ・動物愛護週間事業（県の動物慰霊祭への参加）
- ・犬のしつけ方教室の開催
- ・猫の不妊去勢手術助成事業
- ・さくらねこ無料不妊手術事業（令和4年1月より）
- ・動物愛護啓発パネル展の開催
- ・動物愛護読み聞かせ会の開催

<実績>

① 狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付
		集合注射	動物病院	
H29	5,261	1,264	2,588	3,852
H30	5,304	1,187	2,611	3,798
R1	5,389	1,138	2,553	3,691
R2	5,397	0	3,127	3,127
R3	5,235	943	2,669	3,612

② 猫の不妊去勢手術助成事業(平成27年度から)

年度	オス	メス	合計
H29	3	18	21
H30	9	15	24
R1	4	16	20
R2	0	20	20
R3	6	16	22

6 葬斎場

(1)大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	負担割合	市 10/10
-------	---------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和 58 年、59 年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和 59 年 7 月 25 日に完成、8 月 1 日から供用開始となった。

人体炉 6 基、汚物炉 1 基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約 1,900 件で、元旦を除き、無休で火葬業務を行っている。

<実績>

年度	利用状況											
	合 計				市内				市外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
H29	1,878	1,853	0	25	1,807	1,785	0	22	71	68	0	3
H30	1,902	1,873	4	25	1,831	1,808	4	19	71	65	0	6
R1	1,963	1,942	0	21	1,900	1,882	0	18	63	60	0	3
R2	1,839	1,815	0	24	1,789	1,770	0	19	50	45	0	5
R3	1,898	1,886	0	12	1,872	1,862	0	10	26	24	0	2